

発表事項

- 1 令和7事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 2 令和7事業年度財政調整等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 3 令和7年1月審査分の審査状況
- 4 令和7年2月審査分の特別審査委員会審査状況

令和7事業年度予算 財政調整等特別会計に係る主な収入及び支出について

No.	会計区分	勘定区分	業務収益	業務費用	頁
1.	後期高齢者医療特別会計	事業費勘定	後期高齢者支援金	後期高齢者交付金	28
2.		事務費勘定	保険者からの事務費拠出金	給与手当、委託費等	
3.	前期高齢者特別会計	事業費勘定	前期高齢者納付金	前期高齢者交付金	31
4.		事務費勘定	保険者からの事務費拠出金	給与手当、委託費等	
5.	介護保険特別会計	事業費勘定	介護給付費・地域支援 事業支援納付金	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金	
6.		事務費勘定	国からの補助金	給与手当、委託費等	
7.	認可事業特別会計	特定健診等決済代行 事業費勘定	保険者からの特定健診等費用 保険者からの事務費	特定健診等費用 給与手当、委託費等	
8.		被扶養者情報通知経由 事業費勘定	後期高齢者医療広域連合 からの事務費	給与手当、委託費等	
9.	病床転換助成事業特別会計	事業費勘定	別途積立金からの受入金	病床転換助成交付金	
10.		事務費勘定	保険者からの事務費拠出金	給与手当、委託費等	
11.	特定B型肝炎ウイルス感染者 給付金等支給関係特別会計	事業費勘定	国からの交付金	給付金等支給金	
12.		事務費勘定	国からの交付金	給与手当、委託費等	
13.	流行初期医療確保措置特別会計	流行初期医療確保措置勘定	都道府県からの事務費	給与手当、委託費等	34
14.	子ども・子育て支援納付金特別会計	事務費勘定	国からの補助金	給与手当、委託費等	38

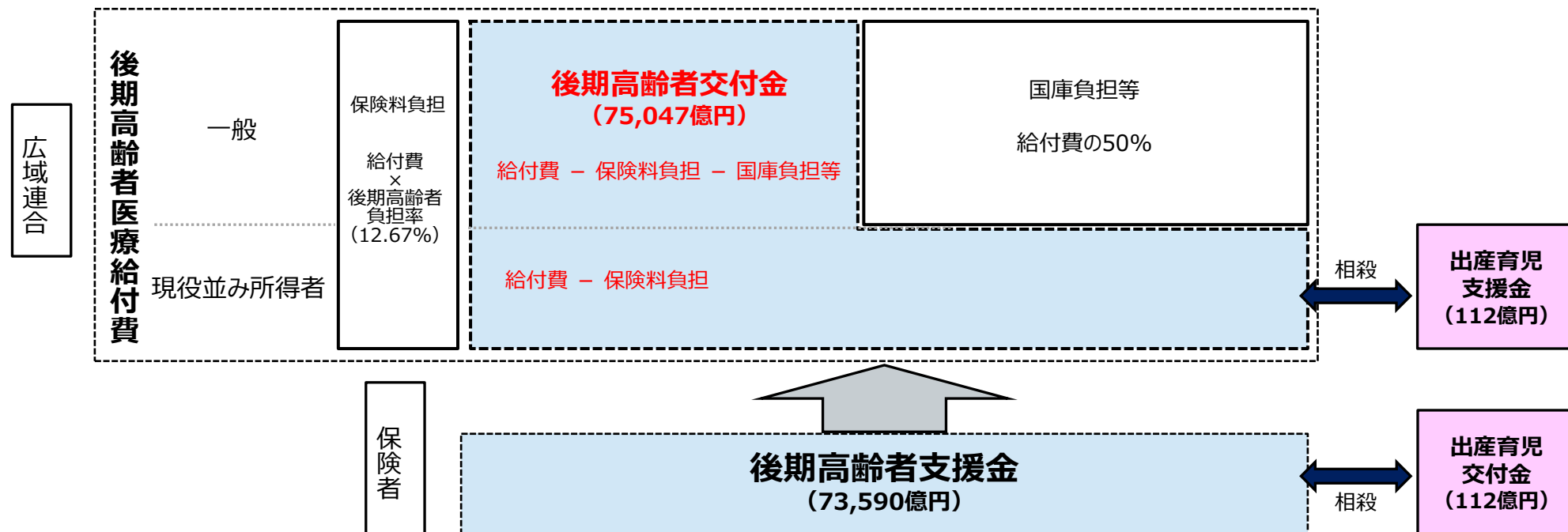
後期高齢者医療特別会計 事業計画 及び後期高齢者医療制度の概要

令和7事業年度 事業計画の概要

高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第2号の規定に基づき、保険者からの後期高齢者支援金等（支援金:73,590億円、事務費拠出金:4億円）の徴収、後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金（75,047億円）の交付等を行う。

同条同項第3号の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金（112億円）の徴収、保険者に対する出産育児交付金（112億円）の交付を行う。

後期高齢者医療制度の概要



(注) 端数整理(四捨五入)の関係から、合計額が不一致となる場合があります。(以下この議事について同じ)

後期高齢者医療特別会計 事業費勘定予算のポイント

令和7事業年度 事業費勘定予算のポイント

交付金及び支援金の増加

- ① 令和7年度の概算交付金は、前年度（7兆3,732億円）より1,315億円（1.8%）増加し7兆5,047億円
 【1.8%の要因】
- ・ 後期高齢者数の増（2,027万人⇒2,073万人） 2.3%
 - ・ 令和7年度薬価改定等の影響による減 ▲0.5%
- ② 令和7年度の概算交付金が1,315億円（1.8%）増加し、支援金精算額等が前年度（2,144億円）より686億円減少したため、令和7年度の後期高齢者支援金は前年度（7兆1,589億円）より2,001億円（2.8%）増加し7兆3,590億円

出産育児支援金等の徴収及び交付

後期高齢者医療広域連合には後期高齢者交付金から出産育児支援金（112億円）を相殺した額を交付し、保険者からは後期高齢者支援金等から出産育児交付金（112億円）を相殺した額を徴収する。

後期高齢者医療特別会計 事業費勘定予算

単位：億円

令和 6 事業年度

令和 7 事業年度

収入

80,466億円

+1,431億円

81,897億円

() 内数値は対前年度増減率

後期高齢者支援金収入 7兆1,589億円

R6 概算支援金額 7兆3,733億円
 R4 支援金精算額等 ▲2,144億円
 R4 支援金精算額・調整金額 ▲2,144億円
 R4 支援金精算返還金 3百万円

出産育児支援金収入

後期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

R4 支援金精算額・調整金額 2,144億円
 老人保健特別会計拠出金事業費勘定から
 承継した別途積立金からの受入額 1.4億円
 (高齢者システムクラウド化)

R5 交付金精算返還金
 利子収入

雑収入

395億円
 0.2億円

借入金

71,589	+2,001	73,590
132	▲20	112
4		4
2,145	▲687	1,458
395	+38	433
6,200	+100	6,300

後期高齢者支援金収入 7兆3,590億円

(+2.8%)

R7 概算支援金額 7兆5,048億円

(+1.8%)

R5 支援金精算額等 ▲1,458億円

R5 支援金精算額・調整金額 ▲1,458億円

R5 支援金精算返還金 1百万円

出産育児支援金収入

後期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

R5 支援金精算額・調整金額

雑収入

R6 交付金精算返還金 423億円
 利子収入 10億円

借入金 (概算支援金額の1ヵ月分)

支出

後期高齢者交付金

7兆3,732億円

R6 概算交付金額 7兆3,732億円
 R5 追加交付額 0.2億円

出産育児交付金

事務費勘定へ繰入

後期高齢者関係業務に要する事務費 4億円
 老人保健特別会計拠出金事業費勘定から
 承継した別途積立金からの受入額 1.4億円
 (高齢者システムクラウド化)

R4 支援金精算返還金

諸支出金

2百万円

予備費

73,732	+1,315	75,047
132	▲20	112
5	▲1	4
0		0
6,596	+138	6,734

後期高齢者交付金

R7 概算交付金額 7兆5,047億円
 (+1.8%)

出産育児交付金

事務費勘定へ繰入

後期高齢者関係業務に要する事務費 4億円

諸支出金

R5 支援金精算返還金 1百万円
 保険者の解散による返還

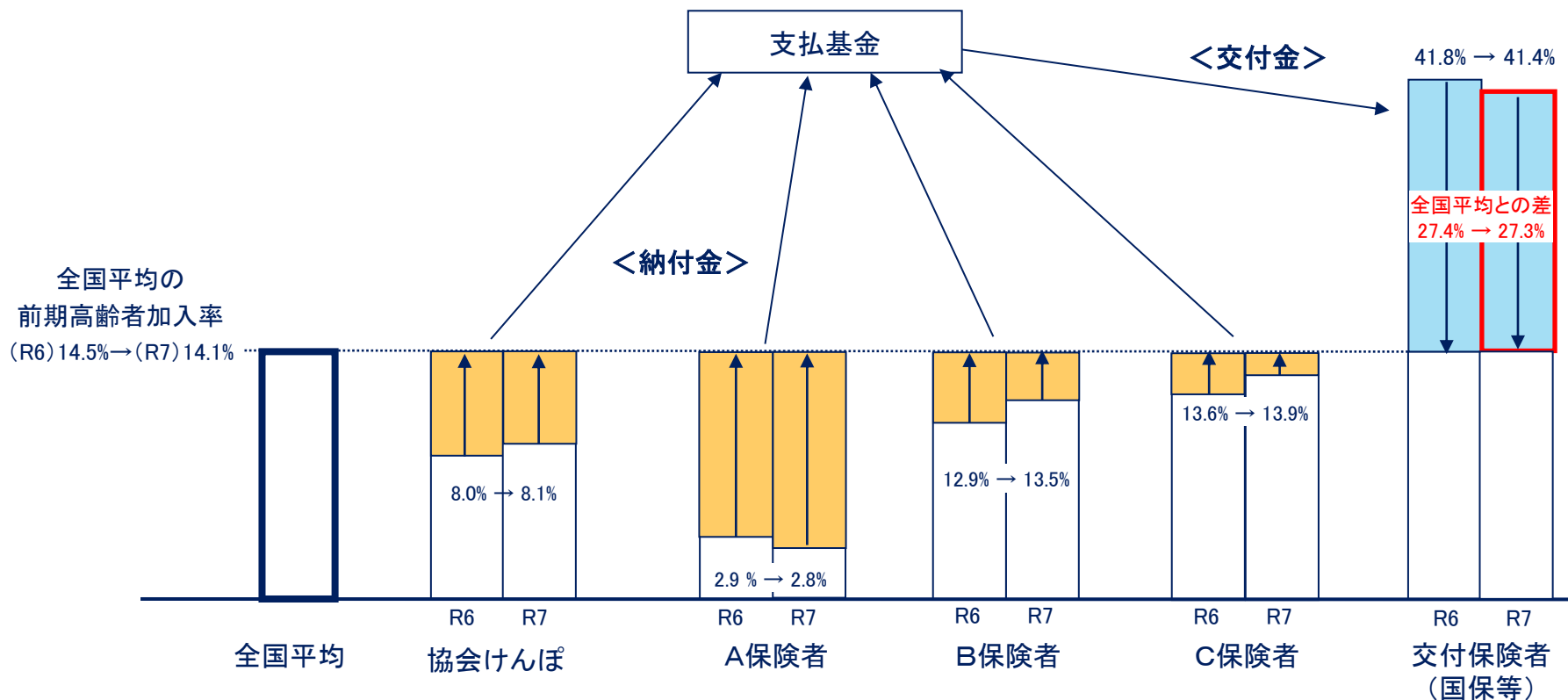
予備費 (概算支援金額の1ヵ月分、雑収入)

前期高齢者特別会計 事業計画 及び前期高齢者に係る財政調整の概要

令和7事業年度 事業計画の概要

高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第1号の規定に基づき、保険者等からの前期高齢者納付金等（納付金:34,227億円、補助金:200億円、事務費拠出金:3億円）の徴収並びに保険者に対する前期高齢者交付金（34,431億円）の交付等を行う。

前期高齢者に係る財政調整の概要



前期高齢者特別会計 事業費勘定予算のポイント

令和7事業年度 事業費勘定予算のポイント

- ① 交付保険者の前期高齢者（65歳以上75歳未満）の減少等に伴い財政調整規模が縮小するため、令和7年度の概算交付金は、前年度より331億円（▲1.0%）減少し3兆3,274億円
 - ・ 交付保険者の前期高齢者は1,027万人⇒968万人（▲5.7%）
 - ・ 交付保険者の一人当たり3年平均前期高齢者給付費額は456千円⇒479千円（5.0%）
- ② 特別負担調整交付金精算額は、前年度より31億円（概算納付金0.1%相当）増加し142億円
- ③ ①及び②に伴い、令和7年度の概算納付金は前年度より361億円（▲1.1%）減少し3兆2,933億円
- ④ これらの結果、令和7年度の前期高齢者納付金は前年度より269億円（▲0.8%）減少し3兆4,227億円

前期高齢者特別会計 事業費勘定予算

単位：億円

令和 6 事業年度

令和 7 事業年度

() 内数値は対前年度増減率

収入

前期高齢者納付金収入 3兆4,496億円

- R6 概算納付金額 3兆3,294億円
- R4 納付金精算額等 1,202億円
- R4 納付金精算額・調整金額 1,088億円
- R4 特別負担調整交付金精算額 111億円
- R4 納付金精算返還金 2億円

前期高齢者特別負担調整交付金収入

前期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

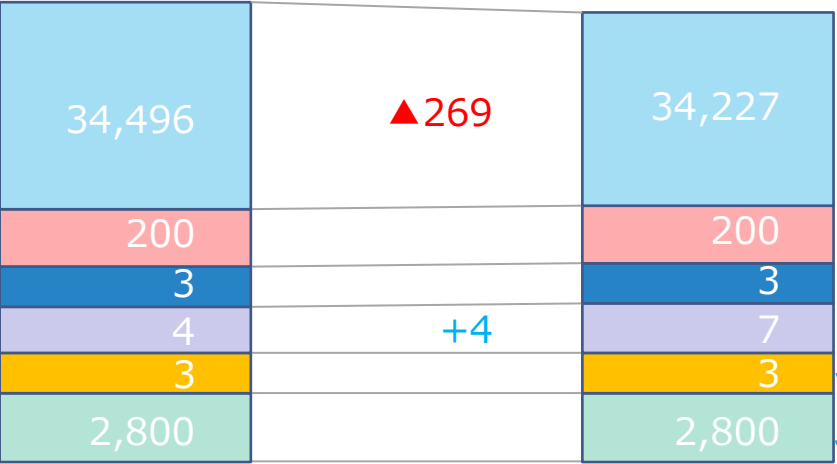
雑収入

- R4 交付金精算返還金 3億円
- 利子収入 2万円

借入金

37,506億円

▲266億円



37,241億円

前期高齢者納付金収入 3兆4,227億円 (▲0.8%)

- R7 概算納付金額 3兆2,933億円 (▲361億円 ▲1.1%)
- R5 納付金精算額等 1,294億円
- R5 納付金精算額・調整金額 1,147億円
- R5 特別負担調整交付金精算額 142億円
- R5 納付金精算返還金 5億円

前期高齢者特別負担調整交付金収入

前期高齢者関係事務費拠出金収入

受入金 (別途積立金取崩額)

- R5 納付金精算額・調整金額から
- R5 交付金精算額・調整金額を差引いた額 7億円

雑収入

- R5 交付金精算返還金 3億円
- 利子収入 0.6億円

借入金 (概算納付金額の1ヵ月分)

支出

前期高齢者交付金 3兆4,699億円

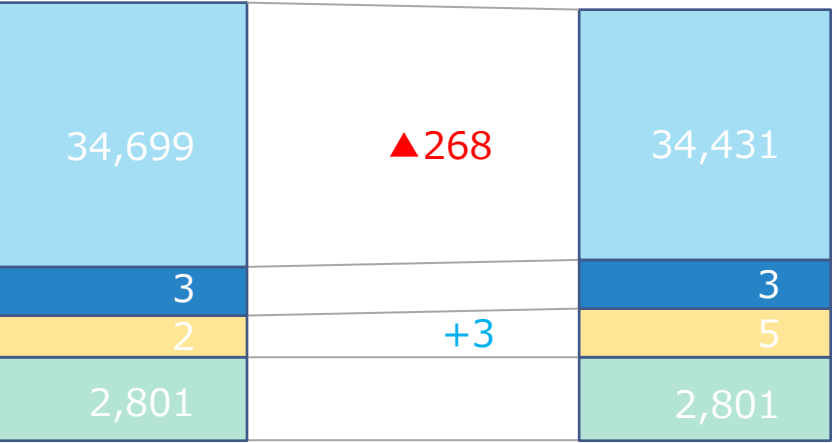
- R6 概算交付金額 3兆3,604億円
- R4 交付金精算額等 1,095億円
- R4 交付金精算額・調整金額 1,092億円
- R4 交付金精算返還金 3億円

事務費勘定へ繰入

諸支出金

R4 納付金精算返還金

予備費



前期高齢者交付金 3兆4,431億円 (▲0.8%)

- R7 概算交付金額 3兆3,274億円 (▲331億円 ▲1.0%)
- R5 交付金精算額等 1,158億円
- R5 交付金精算額・調整金額 1,155億円
- R5 交付金精算返還金 3億円

事務費勘定へ繰入

諸支出金

R5 納付金精算返還金

予備費 (概算納付金額の1ヵ月分、雑収入)

流行初期医療確保措置関係業務事業計画

令和7事業年度 流行初期医療確保措置関係業務事業計画の概要

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、流行初期の感染症医療を提供する対象医療機関に対し、都道府県からの委託を受け、流行初期医療の確保に要する費用を支給する。
- 感染症が発生していない平時においては、システム関連経費等を事務の執行に要する費用として都道府県から協定医療機関数に応じて徴収する。（令和7事業年度当初予算として計上）

流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用 4,880万円

- 感染症が発生した有事においては、対象医療機関への流行初期医療の確保に要する費用の支給に関し、都道府県が負担すべき費用及び有事で必要となった事務の執行に要する費用を都道府県から徴収、加えて流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保関係事務費拠出金を健保組合等の保険者から徴収し、協定医療機関に支払う。（有事の際に当初予算を変更）

● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）抄

（支払基金の業務）

第三十六条の二十五 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）を行う。

一 保険者等から流行初期医療確保拠出金等を徴収すること。

二 都道府県に対し、流行初期医療確保交付金を交付すること。

三 第三十六条の九第二項の規定により都道府県知事から委託された流行初期医療確保措置に係る事務を行うこと。

四 第三十六条の二十三第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県から委託された返納金の返納に係る事務及び保険者等への還付に係る事務並びに流行初期医療の確保に要する費用の返還に係る事務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 （略）

流行初期医療確保措置特別会計予算のポイント

令和7事業年度 流行初期医療確保措置特別会計予算のポイント

運用に係る経費：4,880万円

- 流行初期医療確保措置特別会計予算については、感染症に係る発生等が公表された場合に、流行初期医療の確保に要する費用の額を積算し予算変更することを前提としている。
- そのため、当初予算は流行初期医療の確保に要する費用は予算計上せず、都道府県と協定を締結した協定医療機関における診療報酬等の情報を蓄積するためのシステム保守に係る事務の執行に要する費用のみの予算計上としている。
- 事務の執行に要する費用については、各都道府県の協定医療機関数で按分した上で、都道府県から徴収する。

流行初期医療確保措置特別会計 流行初期医療確保措置勘定予算

単位：万円

令和6事業年度

4,852万円

令和7事業年度

4,880万円

+28万円

収入

都道府県
事務費収入

4,852

+28

4,880

都道府県
事務費収入

雑収入

0

0

雑収入

支出

職員諸給与

56

56

職員諸給与

超過勤務手当

46

管理諸費

システム関連経費 4,614
その他経常経費 182

4,796

+28

4,824

管理諸費

システム関連経費 4,642 (+28)
その他経常経費 182

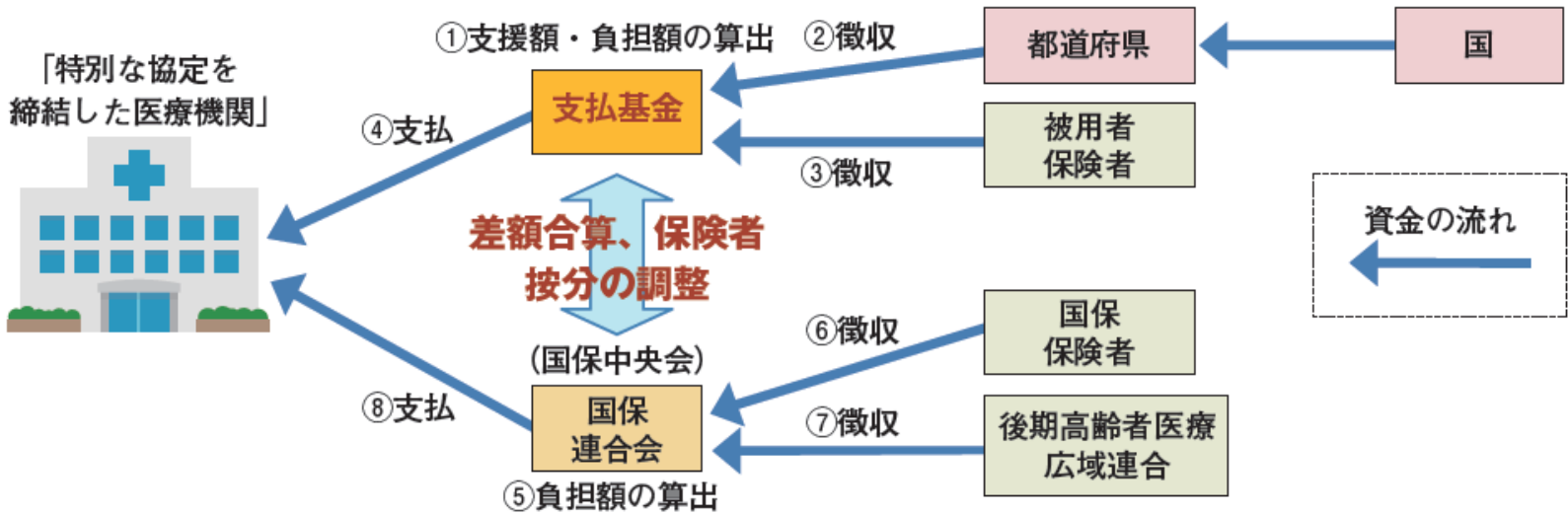
予備費

0

0

予備費

(参考) 流行初期医療確保措置の事業



支払基金の業務内容

①支援額・負担額の算出	- 流行前後の診療報酬(支払基金分)の差額を算出 - 流行前後の診療報酬(国保連合会分)の差額を合算し、医療機関に支払う支援額を算出 - 都道府県の負担額を算出 - 各被用者保険者の按分率を算出 - 按分率から各被用者保険者の負担額(拠出金)を算出
②都道府県からの徴収	- 都道府県に医療機関への支援額の合計を通知 - 都道府県から負担額を徴収
③被用者保険者からの徴収	各被用者保険者から負担額を徴収
④医療機関への支払	医療機関へ支援額(都道府県及び被用者保険者の負担分)の支払い

国保連合会及び国保中央会に委託する業務内容

⑤負担額の算出	- 流行前後の診療報酬(国保連合会分)の差額を算出 - 対象医療機関の各国保保険者及び後期高齢者医療広域連合ごとの按分率の算出 - 按分率による各国保保険者及び後期高齢者医療広域連合の負担額(拠出金)の算出
⑥国保保険者からの徴収	国保保険者からの負担額の徴収
⑦後期高齢者医療広域連合からの徴収	後期高齢者医療広域連合からの負担額の徴収
⑧医療機関への支払	- 医療機関へ支援額(国保保険者及び後期高齢者医療広域連合の負担分)の支払い ※都道府県と国保連合会の契約により実施

子ども・子育て支援納付金特別会計事業計画 及び事務費勘定予算のポイント

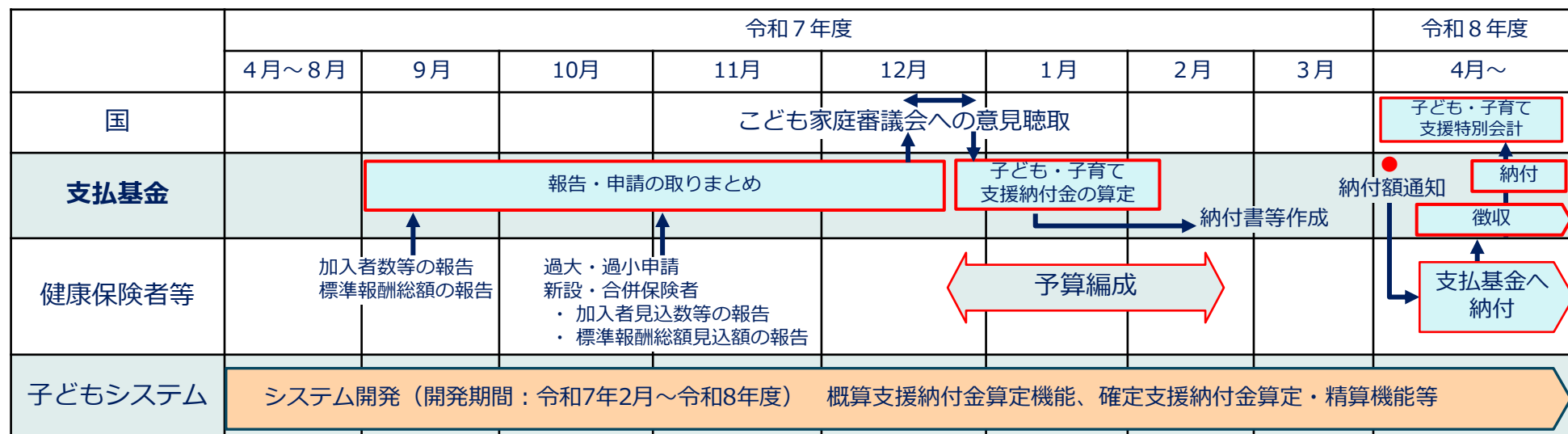
令和7事業年度 事業計画の概要

子ども・子育て支援納付金関係業務の円滑な施行のために必要なシステム開発、健康保険者等からの報告の受領、子ども・子育て支援納付金の算定等を行う。

令和7事業年度 事務費勘定予算のポイント

- ① 令和8年4月から子ども・子育て支援納付金の徴収業務の開始に向け、システム開発等を行うため、システム関連経費として1,586百万円を計上
- ② システム開発及び子ども・子育て支援納付金算定を行うため、予算定員7人分の人件費として81百万円を計上
- ③ ①及び②の支出に対する財源として、子ども・子育て支援事業費補助金1,678百万円を計上

令和7事業年度以降の業務及びシステム開発スケジュール



子ども・子育て支援納付金特別会計 事務費勘定予算

単位：百万円

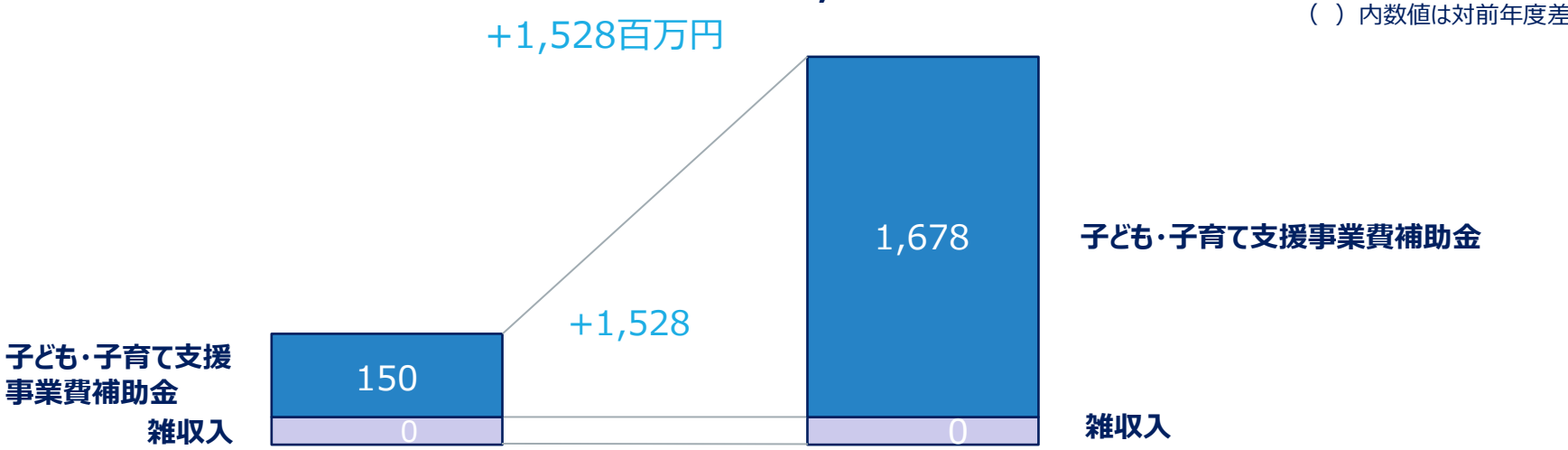
令和6事業年度

150百万円

令和7事業年度

1,678百万円

収入



支出

